

会議名 平成27年度第1回ニセコ町国民健康保険審議会議事録

開催日	平成27年12月11日	会議時間	開会 AM・PM 2:30 閉会 AM・PM 3:45
会議場所	ニセコ町役場 議員控室	記録者	保健福祉課保険医療係主事 浅井理登
出席者	審議会委員：前田委員・平松委員・久保委員・高木委員・平島委員 ニセコ町役場：片山町長（挨拶・諮問のみ）・芳賀税務課長・折内保健福祉課長・尾崎保険医療係長・浅井保険医療係主事		
欠席者	荒木委員		

会議日程

- (1) 開会（進行：折内課長）
- (2) 町長挨拶（挨拶・諮問のあと公務により退席）
- (3) 会長選出（前田委員）
- (3) 会長挨拶（前田会長）
- (4) 議事（尾崎係長から議案および資料等説明）
- (5) 質疑（下記参照）
- (6) まとめ（諮問どおり承認）

会議内容

1) ニセコ町国民健康保険税の税率について

1 現状

- ① 国民健康保険制度を取り巻く社会環境は大きく変化しており、医療技術の高度化等による医療費の増加、高齢化の進展や景気低迷、雇用悪化等の影響から高齢者、低所得者の加入割合の増加など、構造的問題を抱えており、国保の財政運営は非常に厳しいのが現状です。本町では、平成22年度まで加入者の負担を抑制するため、基金を取り崩すなどして対応を図ってきましたが、その基金も底をつき、平成23年度より一般会計からの法定外繰入金を予算化しなければならない財政運営となっています。
- ② 国民健康保険税について、平成27年度にニセコ町は、資産割、均等割、世帯割とも後志管内及び山麓平均を上回り、所得割は後志管内平均を下回るが、山麓平均を上回っています。
- ③ 後志国保のすがた（H26年度実績）によるとニセコ町の平成25年度の1人当たり医療費は、後志管内20市町村中、高額な順から20番目（最も低い）の256,617円であり、医療費が最も高い市町村は421,140円となっています。1人当たりの賦課保険税は、20市町村中、高額な順から6番目の70,307円で、最も高額な賦課は93,991円、最も低額な賦課は52,907円です。
- ④ 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に可決され、国民健康保険改革に関し、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することとしています。あわせて、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料を提示する方針です。市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、実際の算定方式や保険料率を定め、保険料を賦課・徴収します。

算定方式	2方式：所得割・均等割	
	3方式：所得割・均等割・世帯割	→ 標準的な算定方式
	4方式：所得割・均等割・世帯割・資産割	→ ニセコ町の算定方式

2 改正の考え方

ニセコ町の財政運営は、税金の伸びや人口増による普通交付税の増額など期待される好材料がある一方で、次年度以降地方交付税算定方法の大幅な見直しや起債の希望額以下の配当など、予算総額に対する割合の大きい歳入について先行きが不透明な状況であります。国民健康保険の財政運営では、都道府県化を念頭に、平成30年度を目標に保険給付に必要な税率に段階的に改正する計画を立て、保険料を引き上げてきている状況にあります。経済、生活実態にも配慮が必要です。また、医療給付費の推移や国保会計の状況も鑑み、平成28年度国民健康保険税率については、平成27年度の据え置きとし、今後明らかとなる都道府縣市町村ごとの標準保険料額や、それらをふまえた後志

広域連合加入町村及び後志管内市町の動向を注視することとします。

【参考資料】

(1) 医療給付費と財源不足額の推移

単位：千円

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
療養給付費等	447,992	411,488	427,418	423,687	379,921	399,860
財源不足額	基金 51,500	基金 10,000 任意 24,400	基金 0 任意 34,600	基金 0 任意 62,800	基金 6,001 任意 0	基金 2,000 任意 15,692

※1) 27年度分の医療費等は、4月～7月まで実績、8月以降は前年度実績により推計

2) 財源不足額＝基金繰入金＋任意繰入金（H27 予算ベース）

(2) 一人当たりの診療に要した費用額（入院、入院外、歯科）の推移

単位：円

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ニセコ町	220,312	269,676	264,142	235,044	253,852	256,617
管内町村	287,655	280,808	296,462	294,526	323,565	328,602

※1) 資料：後志国保のすがた ※平成20年度より老健制度から後期医療制度へ移行

(3) 一般医療分にかかる一人当たりの保険税賦課状況の推移

単位：円

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ニセコ町	54,007	56,330	57,335	65,764	65,481	70,303
管内町村	70,156	69,677	66,879	66,971	62,350	61,931

※1) 資料：後志国保のすがた

【諮問事項】平成28年度国民健康保険税率の条例本則税率を据え置きとする。

<基礎課税分>

所得割 8.3% 資産割 64% 均等割 22千円 平等割 28.5千円

<後期高齢者支援金等課税分>

所得割 2.1% 資産割 16% 均等割 5.6千円 平等割 7千円

<介護納付金課税分>

所得割 2.2% 資産割 3% 均等割 9.7千円 平等割 9.1千円

【質疑】

委員 医療費は昨年度から低くなっているが、一気に上がることもあるのか。

⇒ がん患者がでてくると月に約30万円かかるので医療費も上がる要因となる。
医療技術の進歩もその要因となっている。

委員 医療費に占める高齢者の割合は高くなっているが、一回の治療で大きい金額は若者なのではないか。

都道府県化による標準保険料はどのくらいなのか。

⇒ これから示される予定なので現段階ではわからない。

委員 保険税の医療分、後期分、介護分とは何か。

⇒ 医療分、後期分は加入者みなさんに賦課されるものであり、介護分は40歳～65歳までの加入者の方に賦課されるものである。医療分は、国保加入者の療養給付費、後期分は後期高齢者の医療費への負担、介護分は介護費に充てる分となっている。

委員 都道府県化されたときは全市町村が同じ税率になるのか。

⇒ そうではなく、市町村ごとに定められるので医療費や年齢構成によって異なる。統一すると医療費のかかる札幌にながれてしまう。運営主体は道に一本化されることとなる。

委員 16町村の医療費は連合でみているのか。

⇒ そうです。それにより計算された額をニセコ町の負担金として納めています。

事務局 本当は医療費が抑えられていて、平成27年度も基金が積みそうなので、引き下げたいところだが、平成30年度の都道府県化を考えると、急激な負担増加も考えられるので下げにくい状況。

会長 平成28年度については、諮問の保険税率据え置きについては了承という意見でよろしいか。

各委員 はい。

会長 町に対し保険税の据え置きを承認する旨回答する。

以上。